

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

1 歳児配置改善加算新設に伴う年齢別配置基準等の各種運用について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記の年齢別配置基準の変更に伴う各種運用について、令和6年8月13日付け
6川こ保1第717号にて通知したところですが、この度、1歳児配置改善加算の新設に
より、次のとおり考え方の整理等を行いましたので通知いたします。
既に説明している内容とも一部重複しますが、改めて御確認ください。

1 年齢別配置基準の変更内容等

- ・ 1歳児について、新たに『1歳児配置改善加算』が創設されます。

なお、国の定める保育士の年齢別配置基準（児童福祉法に基づいて内閣府令で定める基準）は変更しておらず、本市でも年齢別配置基準について条例改正は行っていないため、保育士の年齢別配置基準（条例上の必要保育士数）については、1歳児の職員配置である「6対1」とした上で、『1歳児配置改善加算』の要件を満たした施設について、「5対1」を適用いたします。

<変更前>

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	
3歳児	15対1	当面の間、3歳児配置改善加算を継続
4・5歳児	25対1	当面の間、4歳以上児配置改善加算を継続



<変更後>

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	<u>1歳児の職員配置を5対1に配置改善し、その他の要件を満たす場合に加算</u> (1歳児配置改善加算)
3歳児	15対1	当面の間、3歳児配置改善加算を継続
4・5歳児	25対1	当面の間、4歳以上児配置改善加算を継続

2 配置基準の取扱い（令和6年度から取扱いの変更なし）

・令和6年度に『川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』が改正されたため、3歳児については「15対1」、4歳以上児については「25対1」の配置基準で運営していただく必要がありますが、1歳児配置改善加算を適用していない施設については、従来通り条例上の基準である「6対1」で運営していただきます。

また、3歳児や4歳以上児についても、条例改正後の経過措置として、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときには、当分の間、条例改正前の配置基準（以下、「旧基準」という。）によることも妨げないものとします。

※旧基準に基づいて運営を行っている限りにおいては、公定価格についても、国の取扱いに準拠し、公定価格における「基本分単価」の支給対象となります。

※上記の「基本分単価」に含まれる職員構成としては、保育士のほか、施設長や調理員などを含み、このうち保育士の必要人数は、年齢別配置基準における必要人数とその他国基準における必要人数を合計した数です（従前どおり）。

3 各種加算の取扱い

（1）3歳児配置改善加算

3歳児の職員配置を、条例上の配置基準である「15対1」に改善した場合に適用されますが、経過措置により、当分の間は旧基準によることも妨げないものとしますので、3歳児の職員配置を「20対1」にすることも可能ですが、その場合には当該加算は適用されません。

<令和7年度の児童1人あたり加算単価>

基本分	加算分（処遇改善等加算）
8,820円	80円×（加算率（a）+加算率（b）+2.8（c））

（2）4歳以上児配置改善加算

4歳以上児の職員配置を、条例上の配置基準である「25対1」に改善した場合に適用されますが、3歳児配置改善加算と同様、旧基準の職員配置である「30対1」にする場合には、当該加算は適用されません。また、チーム保育推進加算を取得している施設についても、当該加算は適用されません。

※子どものための教育・保育給付費等の請求で、チーム保育推進加算を認定する前に4歳以上児配置改善加算を暫定で請求し、チーム保育推進加算の適用後に4歳以上児配置改善加算を精算することは可能です。

<令和7年度の児童1人あたり加算単価>

基本分	加算分（処遇改善等加算）
3,530円	30円×（加算率（a）＋加算率（b）＋3.7（c））

（3） 1歳児配置改善加算

1歳児の職員配置を、「6対1」から条例上の配置基準を上回る「5対1」に改善したうえで、その他の一定の加算要件を満たした場合に適用される加算です。1歳児の職員配置を、「5対1」としていない場合や、その他の一定の加算要件を満たしていない場合は加算を適用することはできません。

<令和7年度の児童1人あたり加算単価>

基本分	加算分（処遇改善等加算）
17,650円	170円×（加算率（a）＋加算率（b）＋2.6（c））

※1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用されます。

《算式》

$$\begin{aligned} & \{ 4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) } \} \\ & + \{ 3 \text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{ 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{ 1 \text{歳児数} \times 1/5 \\ & \text{(同)} \} + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} \\ & = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

4 各種加算の考え方

（1） 休憩休息保育士の上限人数の算定方法

休憩休息保育士は、条例上の基準に基づく保育士（以下、「条例保育士」という。）の人数4人につき1人まで配置できるものとしておりますので、令和7年4月以降、この条例保育士の算定にあたって、1歳児の職員配置を「6対1」から条例上の配置基準を上回る「5対1」に改善している場合（1歳児配置改善加算を適用している場合）は、「5対1」の配置基準を用いることとなります。

なお、今回の変更は、『川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱』第5条第4項に規定する従前の休憩休息保育士雇用費の算定方法を変更するものではありません。

※1歳児配置改善加算の新設に伴う休憩休息保育士雇用費の見直しについて、昨年度から御案内をしていたところですが、今回は1歳児の配置改善に伴う条例保育士数の算定方法の変更のみとします。なお、次年度においては、市加算部分の変更を予定しています。

※週40時間勤務保障保育士雇用費や指導用給食費についても条例保育士数から加算の算定を行いますが、算定方法は上記と同様の取扱いとします。

<休憩休息保育士雇用費等の「条例上の基準」の算定方法>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
変更前（1歳児配置改善加算なし）	3対1	6対1	6対1	15対1	25対1
変更後（1歳児配置改善加算あり）	3対1	<u>5対1</u>	6対1	15対1	25対1

上記の配置基準から利用定員、実員それぞれの条例保育士数を算出

（2）各種加算の優先順位等

休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費は、国の基準を超えて職員配置を行う場合にその分の人件費等を補填する性質の加算であるため、適用にあたっては、国の公定価格上の加算である3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算の適用が優先されます。なお、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算及び1歳児配置改善加算には優先順位は無く、条例上の経過措置を踏まえ、いずれかの加算のみを選択適用することも可能ではありますが、休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得するためには、3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算を取得する必要がありますので、御留意ください（※1）。

一方、国の公定価格上の加算であっても、主任保育士専任加算やチーム保育推進加算など、加算要件に一定の不確定要素が含まれる加算については、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されるものではありませんが、各加算の趣旨に鑑み、可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

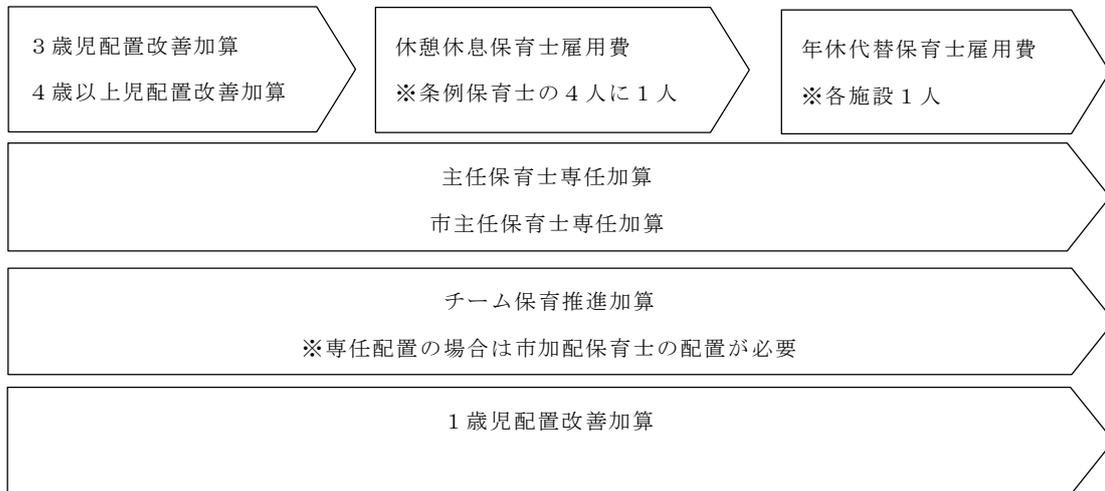
1歳児配置改善加算についても、現状において加算要件に一定の不確定要素が含まれるため、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されることとはいたしませんが、将来的には「1歳児配置改善加算」の要件緩和や加算適用施設の増加等で取り扱いを変更する可能性がございますので、他の加算と同様、各加算の趣旨に鑑み、可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

また、チーム保育推進加算については、上述したとおり、4歳以上児配置改善加算との重複適用はできませんが、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算との重複適用は可能です（※2）。

※1 3歳児や4歳以上児の受入を行っていない施設については、休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費の取得にあたって3歳児配置改善加算や4歳以上児配置改善加算を取得する必要はありません。

- ※2 3歳児配置改善加算とチーム保育推進加算の両方を取得している場合で、更に加配保育士がいる場合であれば、4歳以上児配置改善加算を取得することなく休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得することが可能です。

《加算の優先順位のイメージ》



5 今後のスケジュール

加算の新設に伴い、現在1歳児配置改善加算の認定等を進めているところですが、必要保育士数の計算等に関するシステム改修も必要なため、令和7年度公定価格の単価改定等と合わせ、作業を進めております。

システムリリースは11月末を予定しており、12月請求から4月に遡及して単価改定の精算と1歳児配置改善加算の請求を可能とする予定ですが、システムのバッチ処理の都合上、請求ソフトのリリース日を11月26日といたします。合わせて12月請求の事前受付は11月27日（木）からとなりますので、予め御了承ください。

- ※12月請求で1歳児配置改善加算を請求する場合は、1歳児配置改善加算の適用有無のほか、休憩休息保育士雇用費や年休代替保育士雇用費の適用有無についても、令和7年4月分から遡及して修正となる（運営費に増減が生じる）可能性がございます。

《想定スケジュール》

	申請案内	認定	請求
1歳児配置改善加算	10月	10～11月 (予定)	12月(予定) ※4月に遡及して請求

- ※請求ソフトのリリース日を11月26日としておりますが、予定に変更が生じた場合は別途お知らせいたします。

(保育第1課 担当)

電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 6 2